

草津市議会基本条例の取組状況の検証

【対象期間：令和元年10月8日から令和2年10月1日まで】

第3章 市民に開かれた議会

第5条（市民への情報公開および情報発信）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | <p>議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。</p> <p>3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。</p> |
| これまでの取組状況 | <p>傍聴の促進について、市議会ホームページや各定例会案内ポスターを庁内に掲示するなど、傍聴の周知および促進に努めました。</p> <p>また、市議会だよりは草津市議会広報編集委員会を中心に見やすい紙面づくりに努めました。</p> <p>また、委員会中継の実施について具体的手法を検討しました。</p> |
| 今後の課題等 | <p>様々な方法により広報を行っていますが、まだまだ委員会の傍聴者が少ないことから、市民が傍聴しやすい環境整備、周知の方法について検討する必要があります。</p> |

第6条（多様な市民参加および市民との連携）

| | |
|-----------|--|
| 条 文 | <p>議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。</p> <p>2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。</p> <p>3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。</p> |
| これまでの取組状況 | <p>第7条のこれまでの取組状況に記載のとおり、議会報告会を開催することができませんでした。</p> <p>また、委員会における広聴機能の強化を求める意見もあることから、来期も引き続き具体的な取り組み方法について検討することとしました。</p> |
| 今後の課題等 | <p>議会報告会の機会のみならず、オンラインビデオ会議システムの活用など、新たな手法を検討しながら市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させていくための仕組みの検討が必要です。</p> <p>また、請願の審査における請願者の意見聴取や公聴会制度、参考人制度の活用については、状況に応じて活用していく必要があります。</p> |

第7条（議会報告会）

| | |
|-----------|--|
| 条 文 | <p>議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする。</p> |
| これまでの取組状況 | <p>令和2年の議会報告会は、新たな試みとして、草津宿場まつりと同日に開催し、議会展出ブースにて委員会活動のパネル展示による報告や「議員と語ろう」と題して参加者から直接ご意見等を伺う場を設ける予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催を中止しました。代替措置として、市議会だよりへの特集記事の掲載と議会報告会に対する意見を広く募集しました。</p> |
| 今後の課題等 | <p>新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を想定し、対面による議場での開催だけでなく、オンラインビデオ会議システムの活用など、新たな手法を含め、開催手法を工夫しながら今後も定期的に開催する必要があります。</p> |

第4章 政策の立案および提言を行う議会

第8条（討議する議会）

| | |
|-----------|--|
| 条 文 | 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。 |
| これまでの取組状況 | 常任委員会の所管事務調査にあたっては、市政における喫緊の課題をテーマとして選定し、委員間討議を中心とした委員会運営を実施しました。また、審査・調査の深化や連続性を保つため、今期から常任委員会の委員任期を2年に拡大しました。 委員会審議の経過や結果については、議会報告会やくさつ市議会だより、ホームページ掲載、本会議での委員長報告、議事録の公開等で市民へ説明を行いました。 |
| 今後の課題等 | 委員間討議については、執行部との質疑が中心となり、十分な議員間の討議に至らない場合が見うけられます。委員間討議の充実を図るため、議案の事前理解・熟知を前提に、論点を明確にした委員会運営に努め、議会としての合意形成に努める必要があります。 |

第9条（政策立案および政策提言）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。 2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。 |
| これまでの取組状況 | 毎年度、政策課題等を研究する議員研修会を実施する中で、今期は「政策提言に向けた政策立案・政策形成」をテーマとする研修会を実施しました。 |
| 今後の課題等 | 議案審査における議員間討議に至るまでの論点整理等、議員間での共通の認識を持つような委員会の仕組みが必要です。また、委員会での「その他希望事項」の活用のほか、政策立案や政策提言等の実現のためには、課題を意識した議会活動や、議員個々が課題解決に向けた政策形成能力等の向上に努める必要があります。 |

第10条（専門的知見の活用）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | 議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。 2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。 |
| これまでの取組状況 | （現在、記載すべき内容はありません。） |
| 今後の課題等 | 課題が発生したタイミングを逃さず、草津市における課題を議員間で共有し、専門的知見の積極的な活用について検討する必要があります。 |

第11条（政策討論）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | 議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。 |
| これまでの取組状況 | これまでに政策討論会の開催実績がないため、平成28年に策定した「政策討論会実施要領」の見直しの検討を行いました。 |
| 今後の課題等 | 地域課題や行政課題を、議員個人が議会全体の共通認識として通していくことの難しさがある中で、所管事務調査項目の他にも、広聴機能を担う場の検討や会派単位での課題抽出の機会の検討など、問題提起しやすい土壌を整えていくことも重要です。 |

第5章 行政の監視および評価を行う議会

第12条（監視機能および審査機能の強化）

| | |
|-----|--|
| 条 文 | 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。 3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。 |
|-----|--|

| | |
|-----------|--|
| これまでの取組状況 | 議会ICTの推進によって必要な情報を迅速に把握し、審査の能率化に繋げることで、さらなる監視機能及び審査機能の強化を目指します。また、令和元年10月の議員改選に伴い、新議員に対してICT利用研修を実施しました。 |
|-----------|--|

| | |
|--------|--|
| 今後の課題等 | 議案の熟知や日頃の調査研究等に努力し、議員の質の向上に努め、監視機能および審査機能の強化に向けて取り組む必要があります。 |
|--------|--|

第13条（反問権）

| | |
|-----|--|
| 条 文 | 本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。 |
|-----|--|

| | |
|-----------|---------------------|
| これまでの取組状況 | （現在、記載すべき内容はありません。） |
|-----------|---------------------|

| | |
|--------|---------------------|
| 今後の課題等 | （現在、記載すべき内容はありません。） |
|--------|---------------------|

第14条（重要政策等における論点に関する情報の提供）

| | |
|-----|--|
| 条 文 | 議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。 (1) 重要政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の機会の有無およびその内容 (4) 草津市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用 2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。 |
|-----|--|

| | |
|-----------|--------------------------|
| これまでの取組状況 | 審議に必要な情報の提供を求め、議論を行いました。 |
|-----------|--------------------------|

| | |
|--------|---|
| 今後の課題等 | 引き続き、必要な情報の提供を求め、論点および争点を明らかにしていく必要があります。 |
|--------|---|

第15条（議決事件）

| | |
|-----|--|
| 条 文 | 法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。 2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。 |
|-----|--|

| | |
|-----------|---|
| これまでの取組状況 | 平成30年10月の総合計画特別委員会設置以降、第6次草津市総合計画の策定に向けて、執行部から基本構想案等の説明を受ける中で討議を重ね、基本計画（案）については、分野別に丁寧な協議を行い議論を深めました。 |
|-----------|---|

| | |
|--------|---|
| 今後の課題等 | 第6次草津市総合計画の審議においては、基本構想と第1期基本計画について、十分な討議が尽くせるよう努めていく必要があります。 |
|--------|---|

第16条（評価機能の強化）

| | |
|-----|--|
| 条 文 | 議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。 |
|-----|--|

| | |
|-----------|--|
| これまでの取組状況 | 昨年の決算審査において、事務事業評価から施策評価に評価方法を見直したことについて検証を行いました。前回評価の反省を踏まえ、今回は事務事業毎に評価区分を設け、さらに施策評価区分も改めるなど、令和元年度の決算審査の充実に向けた準備を行いました。 |
|-----------|--|

| | |
|--------|---|
| 今後の課題等 | 引き続き、決算審査については評価を継続しながらその検証を行い、予算審査と決算審査のサイクルが有効に働くような評価システムのもと、評価内容の向上に努めていく必要があります。 |
|--------|---|

第6章 議会の機能向上

第17条（議会改革の推進）

| | |
|-----------|--|
| 条 文 | 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。 |
| これまでの取組状況 | 議場システムの更新に伴う議場の機能強化のほか、委員会中継の実施に向けた具体的手法を検討しました。 また、全国的にも利活用が注目されているWeb会議の導入試行を進めるとともに、議会ICTの推進に向けた取り組みの具体的な方法等を提言する組織として、議会ICT推進部会を設置することとしました。 政策討論の枠組みの見直しについては、未実施である要因の分析や課題共有を図りました。 |
| 今後の課題等 | 議会のICT化が定着化しつつある中で、より一層の議会活動の能率化のために、先進事例の調査研究を進め、議員の習熟度の向上と併せて積極的な運用実施を進めていく必要があります。 また、広聴機能の強化のために、その具体的手法を引き続き検討していく必要があります。 |

第18条（議会の調査研究体制の充実および強化）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | 議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。 3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする。 |
| これまでの取組状況 | タブレット端末のより一層の活用により、行政の先進事例等の情報検索、情報伝達の即時性や共有性を高めることで、調査研究体制の充実に努めました。 |
| 今後の課題等 | 引き続き、議会の調査研究体制の充実等に取り組む必要があります。 |

第7章 議員定数および議員報酬

第19条（議員定数）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | 議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。 |
| これまでの取組状況 | （現在、記載すべき内容はありません。） |
| 今後の課題等 | 今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を勘案して、時機を見て議論を行っていく必要があります。 |

第20条（議員報酬）

| | |
|-----------|---|
| 条 文 | 議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。 |
| これまでの取組状況 | （現在、記載すべき内容はありません。） |
| 今後の課題等 | 今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を勘案して、時機を見て議論を行っていく必要があります。 |